

車を利用されている皆様へ

交通量も多くないから
へいきへいき！

自分の家の前だから
別にいいだろう...っと

道路を駐車場の 代わりにしていませんか？

◎交通事故の誘発



◎歩行者の通行や 車庫の出入りの妨げ



◎緊急自動車の活動の妨げ



道路を駐車場代わりにすることは法律違反です

保管場所としての道路使用の禁止

(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条1項)

罰則… 3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金 違反点… 3点

長時間駐車の禁止

(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条2項)

罰則… 20万円以下の罰金 違反点… 2点

取手市・取手警察署